

## ○桜井宇陀広域連合会計年度任用職員に関する規則

〔 令和2年4月1日  
規則 第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桜井宇陀広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和 2 年 3 月桜井宇陀広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条において例によるとされている桜井市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年 12 月桜井市条例第 27 号）第 22 条の規定、桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 9 年 3 月桜井宇陀広域連合条例第 15 号）第 18 条の規定等に基づき、本広域連合に勤務する会計年度任用職員の任用、給与等、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(退職手当)

第 2 条 会計年度任用職員が退職するときは、その職務の性質、職務の実績、職歴等に応じ、退職手当として勤務 1 年につき 50,000 円を支給することができる。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員には適用しない。

(準用)

第 3 条 前条に定めるもののほか、桜井宇陀広域連合会計年度任用職員の任用、給与等、勤務時間その他の勤務条件については、桜井市会計年度任用職員に関する規則（令和 2 年 4 月桜井市規則第 11 号）の例による。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。